福山駅前広場協議会設置要綱

(目的)

第1条 ウォーカブルな福山駅周辺の実現に向けて、福山駅前広場(以下「駅前広場」という。)に係る基本方針及び基本計画を策定するに当たり、幅広い意見を聴取することを 目的として、福山駅前広場協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 駅前広場の機能のあり方に関する意見交換
 - (2) 駅前広場と周辺のあり方に関する意見交換
 - (3) 全体配置計画の検討に関する意見交換
 - (4) 動線計画や施設配置計画,景観計画に関する意見交換
 - (5) その他基本方針及び基本計画の検討に関し必要な事項に係る意見交換 (組織)
- 第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) その他, 市長が協議会の目的を達成する上で特に必要と認める者
- 2 協議会に、前項に掲げる者のほか、オブザーバーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、所掌事務が終了するまでの期間とする。

(会議)

- 第5条 協議会は、市長が招集する。
- 2 市長は必要に応じて、特定の事項に関する検討及び調整を行うため、第3条第1項に定める委員の中から、市長が指名する者のみをもって分科会を構成し、招集することができる。
- 3 分科会は、前項で指名する者のほか、オブザーバーを置くことができる。
- 4 協議会は原則公開,分科会は原則非公開とする。ただし,市長が必要と認めるときは協議会の一部又は全部を非公開,分科会の一部又は全部を公開とすることができる。
- 5 市長は、必要に応じて協議会及び分科会に参考人の出席を求め、説明若しくは意見を聴取することができる。

(座長)

- 第6条 協議会及び分科会に、座長を置くものとし、委員のうちから市長が指名する。
- 2 座長は、協議会及び分科会の会議を進行する。
- 3 座長に事故があるときは、市長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 (事務局)
- 第7条 協議会及び分科会の事務局は、建設局福山駅周辺再生推進部福山駅周辺再生推進課

に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び分科会の運営に必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、2021年(令和3年)9月17日から施行する。